

令和6年度鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷小学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。
(いじめ防止対策推進法第1条等より)

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

①いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

③学校及び学校の教職員の責務

- ・児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを理解し、排除する。

④児童の責務

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

⑤保護者の役割

- ・保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に児童をいじめから保護する。（県条例9条1項市基本方針第4章1（1））
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」ことを保護する児童に十分理解させ、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導を行うとともに、市や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。（県条例9条3項市基本方針第4章1（2））
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護する児童に十分理解させる。また、フィルタリングの活用やSNS等への不用意な書き込み防止、ネット利用等のルールを設置等、ネット利用による予期しないトラブルの未然防止に努める。
- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2 「鎌小いじめ防止・対策委員会」について

①組織の構成

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

■ 日常的な業務

校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年生徒指導担当（生徒指導部会）・養護教諭・教育相談担当

■ いじめの重大事態時の緊急会議

校長・副校長・教頭・生徒指導主事（主任）、関係学年主任、担任、関係学年職員、必要に応じて、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問等さらに必要な場合には、市教育委員会へ専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

②組織の役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

- ・学校基本方針の策定
- ・学校基本方針に基づく取組の実施
- ・年間計画の作成・実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめであるかどうかの判断
- ・いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画

別紙の表を参照

4 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

■ 安心・安全な学校生活

- ・授業中の規律の徹底（チャイム着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）
- ・基本的な生活習慣の確立
- ・教室環境の整備 安全点検
- ・学級経営の充実
- ・教職員の不適切な発言や体罰に対するの留意

■ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ・自己決定の場がある授業づくり
- ・児童に自己存在感を与える場面のある授業づくり
- ・共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
- ・グループトーク・意見交換の充実した授業づくり
- ・教職員による相互の授業参観の実施

■ 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

- ・道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚
- ・いじめを許さない学校風土づくり
- ・人権教育の実施
- ・体験学習の実施（修学旅行・林間学校・校外学習）
- ・地域学習での地域の方との交流
- ・あいさつ運動の実施 【児童が主体となるいじめ防止の取り組み】

■ いじめに対する正しい知識

- ・インターネットを通じて行われるいじめの未然防止
 - 携帯電話等の利用に関する情報モラルの周知、メディアリテラシーの向上等
- ・発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度の育成
- ・資質や能力を育むための社会体験や交流体験の機会の実施
- ・特別支援学級 → 交流学級との交流、共同学習の充実
- ・いじめの傍聴者とならないための指導の実施

どんな些細な事例であっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

■ 欠席が2日以上続く場合、連絡を必ず取り、理由を把握しておく。

■ アンケート調査（年2回【7月・11月に実施】）

■ 個別面談や教育相談の実施

■ 保護者との連携

- ・個人面談の実施（7月に実施）
- ・「いじめ早期発見チェックリスト」を参考に、保護者との連携を図る
- ・電話や面談等での相談を常時応じている

■ 教職員間における情報の共有

- ・学年会での情報の共有
- ・生徒指導部会、職員会議での情報の共有
- ・少人数、専科の教職員との情報の共有
- ・授業時間外の児童の様子の確認
- ・問題兆候の把握

■ 教職員によるいじめに関する研修会の実施

■ 教育相談の実施（適宜）

- ・年間で2回（6月・10月）に教育相談月間を設定し、全児童対象で行う。

いじめ早期発見チェックリスト	
1.	理由がはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。
2.	理由のはっきりしないアザやけが（殴られた跡）がある。
3.	持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。
4.	家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。
5.	ささいなことでも怒ったり八つ当たりすることが多くなった。
6.	登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。
7.	家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。
8.	友達や学級の不平・不満を口にするが多くなった。
9.	これまで仲よかった友達との交流が極端に減った。
10.	友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。

6 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

■ 学校のいじめの相談・通報窓口の周知

- ・相談箱の設置（職員室前廊下に設置）
- ・悩み事相談員の周知

■ 学校以外はいじめ相談・通報窓口の周知

- ・「相談窓口カード」の配布
- ・相談通報窓口を学校だよりに掲載する。

相談場所	連絡先
鎌ヶ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ヶ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4952
鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounen/meyasubako.html
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（なやみ言おう）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497

7 いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

① 対応の流れ

(情報を得た職員→学年主任→管理職や生徒指導主任)

- ・ いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の安全確保
- ・ 事情聴取、情報収集、事実確認
(原則として、いじめられた児童 → 周囲にいた児童 → いじめた児童の順に行う)
- ・ 管理職への報告、関係職員で対応
- ・ 保護者への連絡と協力要請
- ・ 関係機関、専門機関との連携

② いじめ問題に対する指導

- ・ いじめを受けた児童へのケア (スクールカウンセラー等の活用) と弾力的な対応
- ・ いじめた児童に対する毅然とした対応での指導
- ・ 状況に応じた全児童への指導
- ・ 保護者への対応 (速やかに家庭と連絡を取り、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する)
- ・ 継続中のいじめに対し、全職員で情報を共有し、対応する。
- ・ 該当の保護者・家庭との連携
- ・ 地域や関係機関との連携
- ・ 安心して学校に通学するための措置を、教職員と保護者で連携を図って行う

③ 重大事態への対処について

対応の流れ

(情報を得た職員→学年主任→管理職や生徒指導主任→緊急会議→教育委員会)

- ・ **重大事態について (いじめ防止対策推進法第28条)**
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(欠席が2日以上続く時には、理由を把握して指導に当たるようにする。)
- ・ 「鎌小いじめ防止・対策委員会」の招集 (緊急会議)
- ・ 重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。
※重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- ・ 児童の保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があった場合には、調査し報告する。
- ・ 学校が主体となる時には、鎌ヶ谷市教育委員会及び鎌ヶ谷市教育委員会の附属機関の助言を得ながら調査を進める。
- ・ 警察や関係機関との連携

8 公表・点検、評価等について

- ・ 学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- ・ 保護者アンケート (学校評価) を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・ 評価を分析し、取組の見直しをする。

この基本方針は、今後、「鎌小いじめ防止・対策委員会」等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。

<年間計画>

	会議等	未然防止	早期発見
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への啓発 (入学式) ・学校基本方針公表 (HP公開) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 (児童会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談ポスト設置
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・春季運動会 ・あいさつ運動 (児童会) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に説明 (教育ミニ集会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育 ・いじめゼロ宣言 (学校便り) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間
7月			<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート (市一斉) ・個人面談
8月			
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員に経過説明 (学校評議員会議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 (児童会) ・5年 林間学校 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・4年 人権教育 ・6年 修学旅行 ・合唱フェスティバル 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・児童会主催の集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート (市一斉)
12月			
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員に経過説明 (学校評議員会議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年 キャリア教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・セクハラアンケート ・保護者アンケート (学校評価)
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうの会 (児童会) 	
3月			

防止対策会議 (情報交換・取組対策等)

いじめの疑い ↓ 緊急会議

わかる授業の推進・道徳教育の充実